

「指定就労継続支援（Ｂ型） 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援（Ｂ型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

１．サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 信和会
所 在 地	東京都中央区日本橋浜町二丁目４４－４
電 話 番 号	０３－６６６１－２８２５
代表者氏名	理事長 細越 善次郎
設 立 年 月	平成１１年１０月２６日

２．利用事業所

事業所の種類	指定就労継続支援（Ｂ型）事業所 平成１９年１１月１５日指定
事業所の名称 (事業所番号)	クローバーズ・ピア八戸南 (０２１０３００２１６)
事業所の所在地	八戸市南郷大字島守字米野２８の１
連 絡 先	電話番号 ０１７８－２０－７５２０ ファックス ０１７８－２０－７５２１
サービス管理責任者	中村 和夫
サービスの実施地域	八戸市、三戸郡(通常の実施地域以外に実施する場合もある)
主たる対象者	障害者
定 員	２０名
開設年月日	平成１９年１１月１５日
第三者評価の 実施状況	実施年月日： 未実施
	名 称：

３．サービスの目的・運営方針

目 的	通所による利用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（Ｂ型）のサービス提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	軽量鉄骨造合金メッキ銅板ぶき平屋建
	床面積(南本館)	272.30m ²
	床面積(南1号館)	196.70m ³
	床面積(南2号館)	196.70m ³
	合計	469.00m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練室	9 室	
作業室	13 室	倉庫、機械室、工具室、道具室
相談室・静養室	3 室	相談室2・静養室1
洗面設備	4ヶ所	
便 所	6ヶ所	車椅子トイレ3ヶ所
多目的室	2 室	
ロッカー室	4 室	
事務所	1 室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1 人		1 人			0.2 人	
サービス管理責任者	1 人		1 人			0.7 人	
職業指導員	1 人	1 人				1 人	
生活支援員	1 人	1 人		1 人		1 人	
目標工賃達成指導員	2 人			2 人		1 人	
調理員	1 人			1 人		0.2 人	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配慮しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）

(イ) 営業日と営業時間

営 業 日：月曜日から水曜日及び金曜日から日曜日とする。ただし、１２月
３１日から１月３日までを除く。

営業時間：（８：００～１７：００）まで

6. サービス提供の内容

(１) 訓練等給付費対象サービス内容

サービス種類	サービス内容及び支払いを求める費用の内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
就労活動	就労活動の機会を提供します。 ① 福祉施設内外の清掃及び保守・管理業務 ② ゴミ運搬・回収処理業 ③ その他の作業 ＜工賃の支払＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービス内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00	100円
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実 費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂く事が適当であるものに係る費用を頂きます。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	実 費
その他	- サービス提供記録等の複写代 - 証明書諸書類の発行代 - その他	実 費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

青森みちのく銀行 湊支店 普通預金 口座番号 1049750

③ 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：青森みちのく銀行、東北銀行、八戸信用金庫

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前10:00～午後4:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 苦情解決の体制及び手順

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 中村 和夫 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 0178-20-7520 F A X 0178-20-7521 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申出下さい。	
信和会 第三者委員	評議員	下田 早苗
	評議員	川村 あき子
八戸市役所 障がい福祉課	・所在地：八戸市内丸1-1 ・電話番号：0178-43-2111	
青森県運営適正化委員会	・所在地：青森市中央3-20-30 ・電話番号：017-731-3039	

(2) 要望及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりとします。

(3) ①事業所は、その提供した就労継続支援(B型)に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとします。

②事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第58条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ②従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施しています。
- ③成年後見制度を活用した権利擁護支援を行います。
- ④苦情解決体制を整備しています。
- ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- ⑥虐待防止に関する相談窓口の周知をしています。

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 中村 和夫 (虐待防止責任者) ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 0178-20-7520 F A X 0178-20-7521	
------------------	---	--

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	於 本 病 院		
医 院 長 名	於 本 淳		
所 在 地	八戸市大工町 1 0		
電 話 番 号	0 1 7 8 - 4 3 - 4 6 4 7		
診 療 科	内 科	入 院 設 備	な し

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

1 3. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通知装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 7 日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：令和 2 年 10 月 1 日 防火管理者：中村 和夫
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおい損害保険 加入保険内容：社会福祉事業者総合保険

1 4. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

障害者以外の者の雇用	生産活動における作業員として障害者以外の者の雇用をする場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援（Ｂ型）福祉サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：クローバーズ・ピア八戸南

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 中村 和夫 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援（Ｂ型）の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： ㊞

代理人住所：

氏 名： ㊞

続 柄：